

## 【令和7年度空飛ぶクルマ実装促進事業】公募要領

(注1) 申請様式等の内容は、令和7年4月1日以降、変更が生じる場合があります。

※大阪府、大阪市と連携した兵庫県・大阪府枠については、本公募での実施に向けて調整中です。4月中旬頃に詳細を改めて県ホームページへ公開のうえ、事前登録の方へメールにて案内します。

### 1 事業の趣旨・目的

兵庫県では、2025年大阪・関西万博後を見据えた空飛ぶクルマの社会実装の実現、県内空飛ぶクルマ産業のエコシステムの形成を目指しています。

このことから、兵庫県内で、空飛ぶクルマのビジネス化を目指す事業者を支援するため「空飛ぶクルマ実装促進事業補助金（以下「補助金」といいます。）」を交付します。

【参考1：社会実装に向けた兵庫県の取組み・ロードマップ】



### 2 補助対象事業

補助対象事業は、上記1の趣旨・目的に沿って兵庫県域かつ大阪府域(兵庫県・大阪府枠)もしくは、兵庫県域(兵庫県枠)で実施する次の(1)～(3)の事業とする。

(注1) 他地域でしか出来ない社会実装に必要な不可欠な取組みも対象とするが、本県への波及効果の見込める取組みであること(参考「7 審査方法」)。

(注2) 空飛ぶクルマの代替としてヘリコプターやドローンを活用した事業も対象とする。

#### (1) 飛行実証等ビジネス化に資する事業

空飛ぶクルマ実機による飛行実証等、空飛ぶクルマのビジネス化に資する事業者の取組みに資する事業者の取組みを支援する。

(注) この項目の申請の際には(2)及び(3)の事業と異なり「兵庫・関西における空飛ぶクルマを活用した事業計画(別紙1の4)」および「兵庫・関西における空飛ぶクルマを活用した事業ロードマップ(別紙1の5)」を提出いただき、採択後5年間は会計年度終了後15日以内に、過去1年間の計画実現への進捗状況について、「兵庫・関西における空飛ぶクルマを活用した事業計画(別紙1の4)」を用いて報告いただきます。

#### ア 空飛ぶクルマのビジネス化に向けた実証フライト等実証実験

##### 【事業(例)】

- ・ビジネス化に向けた空飛ぶクルマ実機を用いた慣熟飛行訓練
- ・運航予定地における空飛ぶクルマ実機を用いた試験飛行訓練
- ・空飛ぶクルマの実機と充電設備との接続試験 等

#### イ 空飛ぶクルマのビジネス化に向けた人材育成

##### 【事業(例)】

- ・ビジネス化に向けたパイロット育成及びシステム管理者等の育成 等

#### ウ 空飛ぶクルマのビジネス化に資するその他取組

##### 【事業(例)】

- ・リスクアセスメント調査などのビジネス化に必要な調査・分析
- ・実装ルートでのリスクアセスメント調査
- ・運航予定地における空飛ぶクルマの導入を目的とした検討会 等

### (2) ビジネスモデルの検証に資する事業

中長期的に、空飛ぶクルマの社会実装に向けた実証実験、調査・検討及び社会受容性向上に向けた取組みを支援する。

(注1) ビジネスモデルを確立するための今後の取組の発展性を具体的に計画書へ記載ください。

(注2) 昨年度採択事業者が引き続き申請する場合は、昨年度の取組と異なる部分があるよう明確に計画書へ記載ください。

#### ア 空飛ぶクルマの実現に向けた環境整備に資する実証実験

飛行環境の検証や、運用面での課題などを検証する実証実験

##### 【事業(例)】

- ・ユースケース(空飛ぶタクシー・観光等)を想定し、運航ルートの実現性、事業性のため具体的に想定した離発着エリア間を試験飛行する実証実験
- ・想定される離発着ポイント周辺の飛行環境などを検証する実証実験
- ・機体の軽量化や動力(電池・モーター等)の性能強化等、機体開発に資する実証実験
- ・緊急離着陸の際に必要な対処方法等の検証に資する実証実験

## イ 空飛ぶクルマの実現に向けた環境整備に資する調査・検討

空飛ぶクルマの実現に必要なとなる離着陸場の設置・構築や「あるべき体制や基盤（安定運航を支える後方支援体制・拠点、インフラ・データ基盤、資金調達スキーム等）の整備・構築に資する調査・検討。

### 【事業（例）】

- ・離着陸場の要件（耐荷重、既存施設のリノベーション、風況・気象等）の調査、検討
- ・想定する運航ルート（風況・気象等、緊急離着陸場所の要件）の調査、検討
- ・周辺への影響（運航ルート上又は離着陸場周辺の騒音、振動、電波障害等）の調査、検討
- ・社会受容度の実態把握調査、検討
- ・安全運航に向けた管制・通信システム開発に資する調査、検討

## ウ 空飛ぶクルマの実現に向けた社会受容性向上の取組

空飛ぶクルマの社会実装に向けた社会受容性向上に資する取組み。

### 【事業（例）】

- ・空飛ぶクルマのある未来の社会像等について、県内運航候補地における住民等の理解を深めるイベント（空飛ぶクルマ試験機を用いたデモフライト見学会、勉強会、フォーラム、展示会等）
- ・事業者の参入意欲を高めるB to Bのビジネスマッチングイベント

（注）社会受容性向上の為の取組みは、副次的に県民の空飛ぶクルマ認知度の向上に繋がる可能性があるものであっても、「本県での事業化に向けた社会受容性の向上」が主たる目的のものに限ります。

（補助対象にならない例）

- ・自己の事業や保有機体のPR又は販路開拓を主たる目的とするもの
- ・自己が主催するイベントの中に、（部分的な）コンテンツとして空飛ぶクルマに関連するものが含まれているもの

## （３）離着陸場設置の準備事業

県内で、空飛ぶクルマの離着陸場の設置を計画する事業者が行う、設置箇所の事前調査や設計等の取組を支援する。

### 【事業（例）】

- ・商用運航に向けた、〇〇市における離着陸場事前調査及び設計事業 等

（注）（１）及び（２）の事業とは異なり、離着陸場整備の事前調査や設計に要する費用を対象経費とします。また、地権者との合意までは必要ありませんが、調整状況等を計画書に記載ください。

## （４）留意点

### ア 補助事業の実施目的について

当補助金は、県内の多様なフィールドを活かして、2025年大阪・関西万博を契機に、空飛ぶクルマの社会実装を全国に先駆けて進め、地域の課題解決に役立つモビリティで

あることを県民・事業者に示すことで、社会受容性の向上、事業参入を促すことを目的にしております。このことから、補助事業の実施目的が、県内での空飛ぶクルマを活用したビジネス展開を見据えたものであることが必要です。また、空飛ぶクルマの実現に向けた取組みを加速させるため、補助事業から得たデータや結果等は、営業秘密に該当する事項を除き、大阪府及び兵庫県が実施する会議の場においてフィードバックしていただくことを条件としています。

## イ 大阪府・大阪市との連携について

※大阪府、大阪市と連携した兵庫県・大阪府枠については、本公募での実施に向けて調整中です。4月中旬頃に詳細を改めて県ホームページへ公開のうえ、事前登録の方へメールにて案内します。

## ウ 他の補助金等との関係

(ア) 同一事業で、国や地方公共団体、独立行政法人等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合は、申請することはできませんが、次の場合は申請可能です。

a 以下の補助事業へ申請する場合

- ・大阪府：空飛ぶクルマ都市型ビジネス創造都市推進事業補助金
- ・大阪市：空飛ぶクルマ社会実装促進事業補助金

b 今回申請する事業に対して他の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合で、その補助金、助成金等の対象経費と、本補助金の対象経費とが明確に区分できる場合。

なお、上記補助金、助成金等について申請中又は申請予定の場合は、申請の際、事業計画書にその旨と対象費用等を記載してください。

## エ 外部委託の制限

補助事業は、申請者が主体となって実施していただく必要があります。補助事業の全てを外部に委託した場合は補助対象となりませんので、ご注意ください。

## 3 補助対象者・補助上限・補助率・補助事業実施期間

補助対象者・補助金額・補助率・補助事業実施期間については、次のとおりとします。

※大阪府、大阪市と連携した兵庫県・大阪府枠については、本公募での実施に向けて調整中です。4月中旬頃に詳細を改めて県ホームページへ公開のうえ、事前登録の方へメールにて案内します。

### (1) 補助対象等

#### ア 飛行実証等ビジネス化に資する事業

| 区 分 | 兵庫県枠               | (令和6年度と同内容で実施する場合)<br>兵庫県・大阪府枠 <sup>注1</sup> |
|-----|--------------------|----------------------------------------------|
| 対象者 | 兵庫県域で補助対象事業を行なう事業者 | 兵庫県・大阪府域で補助対象事業を行なう事業者                       |

|      |                                                                                             |                                                 |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 補助上限 | 30,000 千円                                                                                   | 30,000 千円<br>(別途、大阪府 30,000 千円<br>⇒計 60,000 千円) |
| 補助率  | 1/2 以内                                                                                      | 1/2 以内<br>(兵庫県 1/4 <sup>注2</sup> 以内、大阪府 1/4 以内) |
| 事業期間 | 交付決定日から令和 8 年 3 月 31 日（火曜日）まで                                                               |                                                 |
| 備考   | 「兵庫・関西における空飛ぶクルマを活用した事業計画(別紙 1 の 4)」および「兵庫・関西における空飛ぶクルマを活用した事業ロードマップ(別紙 1 の 5)」の提出が必要の提出が必要 |                                                 |

(注 1) 大阪市域を含む場合には、以下の大阪市補助事業による支援を受けることが可能。  
対象事業など詳細は大阪市の公募要領等をご確認ください。

|      |                    |
|------|--------------------|
| 対象者  | 大阪市域で補助対象事業を行なう事業者 |
| 補助上限 | 10,000 千円          |
| 補助率  | 1/4 以内             |

(注 2) 兵庫県・大阪府枠で申請し採択された場合、兵庫県の補助率は 1/4 となりますので  
ご注意ください。

## イ ビジネスモデルの検証に資する事業

| 区 分  | 兵庫県枠                          | (令和 6 年度と同内容で実施する場合)<br>兵庫県・大阪府枠 <sup>注 1</sup>  |
|------|-------------------------------|--------------------------------------------------|
| 対象者  | 兵庫県域で補助対象事業を行なう事業者            | 兵庫県・大阪府域で補助対象事業を行なう事業者                           |
| 補助上限 | 5,000 千円                      | 5,000 千円<br>(別途、大阪府 5,000 千円<br>⇒計 10,000 千円)    |
| 補助率  | 1/2 以内                        | 1/2 以内<br>(兵庫県 1/4 <sup>注 2</sup> 以内、大阪府 1/4 以内) |
| 事業期間 | 交付決定日から令和 8 年 3 月 31 日（火曜日）まで |                                                  |

(注 1) 大阪市域を含む場合には、以下の大阪市補助事業による支援を受けることが可能。  
対象事業など詳細は大阪市の公募要領等をご確認ください。

|      |                    |
|------|--------------------|
| 対象者  | 大阪市域で補助対象事業を行なう事業者 |
| 補助上限 | 2,500 千円           |
| 補助率  | 1/4 以内             |

(注 2) 兵庫県・大阪府枠で申請し採択された場合、兵庫県の補助率は 1/4 となりますので  
ご注意ください。

## ウ 離着陸場設置の準備事業

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 区 分  | 兵庫県枠 <sup>注1</sup>      |
| 対象者  | 兵庫県域で補助対象事業を行なう事業者      |
| 補助上限 | 10,000 千円               |
| 補助率  | 1/2 以内                  |
| 事業期間 | 交付決定日から令和8年3月31日（火曜日）まで |

（注1）兵庫県・大阪府枠での補助はありません。

### （2）留意点

- ア 本県の予算の範囲内で補助金交付額を決定するため、補助事業に採択された場合でも、精査等の結果、申請された補助金交付希望額を減額して交付決定する場合があります。
- イ 当補助金は、原則として補助事業完了後の精算払となります。事業実施期間中は、全額自己負担で経費支出を行っていただきます。補助事業完了後、別途指定する期日までに、経費支出の証拠書類等を添付した実績報告書をご提出いただき、兵庫県においてその内容を検査の上、補助金を交付します。なお、検査の結果次第では実際の交付額が交付決定額を下回ることがあることをご了承ください。
- ウ 補助金交付先口座については、「全国銀行内国為替制度」加盟の金融機関（国内の金融機関で、国内に所在する支店）の預金口座となります。

## 4 補助事業の実施主体（申請できる事業者）

### （1）補助事業の申請者

補助事業の実施主体（申請できる方）は、将来、本県において空飛ぶクルマを活用した事業展開をめざしている法人です。

なお、複数の事業者が連携して実施する事業の場合（注）は、代表事業者を1社選定のうえ、その代表事業者から申請してください。

（注）複数の事業者が連携して事業を実施する場合

- ア 申請事業者と共に補助事業を実施する事業者（補助事業に対する一部経費を負担）を「共同事業者」という。
- イ 申請事業者及び共同事業者が実施する補助事業として、技術支援等の協力を実施する事業者（補助事業に対する経費負担なし）を「協力事業者」という。

### （2）申請資格・要件

社会通念上、交付を受けるのにふさわしくない次に掲げる者は、申請することができません。補助事業を共同で行う場合は、申請者である代表事業者だけでなく、「共同事業者」のうちの1者でも該当する場合は、申請することができません。

また、補助事業として採択されたのちに「代表事業者」または「共同事業者」が次に該当することとなったときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消します。

- ア 直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者
- イ 地方税及びその附帯徴収金を完納していない者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

- エ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者
- オ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者

また、次に該当する場合は、審査の対象から除外します。

- カ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- キ 本要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ク その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

## 5 補助対象経費

### (1) 補助対象経費等

補助事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、補助金交付決定日以降に、発注、契約等を行い、補助事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる次に掲げる経費が対象となります。

| 対象事業区分            | 経費区分                 | 補助対象経費の内容                                                                            |
|-------------------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 飛行実証等ビジネス化に資する取組み | 実証フライト等に係る経費         | 機器レンタル・リース料、運搬費、会場使用料、設置工事費、安全対策費、調査・分析費、委託料、保険料、謝礼費、印刷製本費、通信費、旅費、消耗品費、その他必要と認められるもの |
|                   | 人材育成費                |                                                                                      |
|                   | その他ビジネス化に資する取組みに係る経費 |                                                                                      |
| ビジネスモデルの検証        | 実証実験費                |                                                                                      |
|                   | 調査・検討費               |                                                                                      |
|                   | 社会受容性向上に向けた取組みに係る経費  |                                                                                      |
| 離着陸場設置の準備         | 準備費                  | 上記対象経費に加え、設計費用等の離着陸場整備の為の準備に要する経費を対象とする。                                             |

### (2) 留意点

#### ア 補助の対象外となる経費

以下のものは補助の対象外となります。

- (a) 人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課、不動産購入費、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、パソコンなど汎用性のある量産用機械の購入費用、販売促進費用、その他公的資金による補助対象として社会通念上不適切と認められる費用。
- (b) 交付決定日より前に発注や契約行為を行ったもの。
- (c) 補助事業完了日（令和 8 年 3 月 31 日まで）後に支払いを行ったもの。

#### イ 消費税等の扱い

補助事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請してください。ただし、申請時において

当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

## 6 申請方法

次の提出書類を、令和7年4月25日（金）午後5時必着で、兵庫県産業労働部新産業課あてに郵送もしくはデータでご提出ください（基本、データでご提出ください）。

### （１）提出書類

- ア 補助金交付申請書（様式第1号及び1号の2）
- イ 事業計画書（別紙1の1、別紙1の2、別紙1の3いずれか該当する事業の申請書）
- ウ 兵庫・関西における空飛ぶクルマを活用した事業計画（別紙1の4）  
（注）飛行実証等ビジネス化に資する事業として申請する事業者のみ
- エ 兵庫・関西における空飛ぶクルマを活用した事業ロードマップ（別紙1の5）  
（注）飛行実証等ビジネス化に資する事業として申請する事業者のみ
- オ 添付書類
  - （ア）法人の場合は登記簿謄本又は現在事項全部証明書（3か月以内のもの）
  - （イ）直近年度の決算関係書類（貸借対照表、損益計算書）
  - （ウ）「4（2）申請要件・資格」ア及びイに係る納税証明書（次の2通）
    - （a）県税の証明書「納税証明書（2）未納の税額がないことの証明」
    - （b）国税の証明書：「納税証明書（その3の3）未納の税額がないことの証明」
  - （エ）事業や法人の紹介パンフレット等

### （２）留意点

- ア 提出部数は各1部。書類はコピーまたはデータでも可。提出いただいた書類は、本審査以外には使用しません。また、審査結果に関わらず返却できません。
- イ 同一事業者が複数案件の申請を行うことも可能です（対象経費について、二重に計上することが無いようご注意ください）。複数案件の申請者が全て同一の場合は、提出書類は、（1）ア、（2）イを各1部×案件数及び（3）ウを各1部提出してください（複数の事業者が連携して実施する場合、案件Aの申請者が「事業者a+事業者b+事業者c」で、案件Bの申請者が「事業者a+事業者b+事業者d」の場合は、同一ではありません）。
- ウ 提出書類は、日本語で作成してください。ただし、申請者の住所及び名称、代表者の氏名、固有名詞等については、外国語を用いて記載することができます。なお、外国語を用いて記載した場合には、その読み方等を確認する場合があります。
- エ 外国企業が単独で申請する場合、申請者をサポートする日本企業（代理店やパートナー企業）の情報を、事業計画書2の（7）に記載してください。
- オ 共同事業者の資料は、代表事業者が取り纏めの上、（1）のエの（ア）～（エ）の書類及び様式第1号の2 誓約書をご提出ください。
- カ 県税の納税記録がない場合には、申立書（任意書式。記載事項は以下のとおり。）を作成のうえ、ご提出ください。

#### 【申立書記載事項】

- ① 申請先の自治体に対して、納税義務を負っていない旨
- ② ①により、提出が出来ない書類の名称



### (3) 資料提出先

兵庫県産業労働部新産業課

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 078-362-9201 ファックス 078-362-4273

メール shinsangyo@pref.hyogo.lg.jp

※ 公募要領及び申請書等の様式については、下記のホームページからダウンロードできます（郵送による配付は行いません）。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr10/sorakuru.html>

### (4) 事前登録および説明会の開催

本公募事業に申請をご検討の方は、下記のフォームより事前登録をお願いします。公募に関する情報に更新があった場合、登録いただいたメールアドレスあて通知いたします。

また、本公募事業に係る説明会を次のとおり開催します。申請をご検討の方は、可能な限り参加をお願いします。

[日時] 令和7年3月31日（月）14時00分から

[方法] オンライン開催（Microsoft Teams を使用します）

お申込みいただいた方には別途視聴用 URL をご連絡します。

#### <事前登録および説明会の参加申込方法>

事前登録される方および説明会に参加希望される方は、下記申込フォームよりお申し込みください。

【説明会の申込期限】 3月28日（金）の午後5時まで

【事前登録の期限】 4月22日（火）の午後5時まで

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1742712293912>

### (5) 質疑

#### ア 質疑応答

質問は、県電子メールにて受け付け、後日、本県ホームページにて質問内容及び回答を公開します。報道機関への対応を除いて、対面、電話、メール等での対応はいたしません。

なお、事業説明会や報道機関への対応の中で生じた、共有すべき質問・回答については、同様に本県ホームページにて質問内容及び回答を公開します。

内容により、大阪府商工労働部成長産業振興室及び大阪市経済戦略局産業振興部に共有させていただくことがございますのでご注意ください。

#### イ 質問受付期間

令和7年3月25日（火）午後2時から令和7年4月22日（火）午後5時まで

#### ウ 質問方法

下記のとおり電子メールにて送付ください。

メール： shinsangyo@pref.hyogo.lg.jp

件 名：「空飛ぶクルマ実装促進事業補助金質問」

本文：(1) 氏名、(2) 法人名、(3) 所在地、(4) 所属、(5) メールアドレス、  
(6) 質問内容

## エ 回答方法

質問への回答は本県ホームページ

(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr10/sorakuru.html>) に掲示し、個別には回答いたしません。

## 7 審査方法

### (1) 審査方法

有識者により構成された審査会を令和7年5月20日(予定)に開催し、申請企業から事業計画書に基づきプレゼンテーションをしていただきます。審査会では、下記の点を中心に審査を行い、補助事業を採択します。

### <審査のポイント>

審査項目及び審査項目ごとの配点は、次のとおりです。

#### ア 飛行実証等ビジネス化に資する事業

| 区分 | 項目        | 審査項目                                                                                      | 配点    |
|----|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ア  | ビジネス化の可能性 | 本県での導入や市場展開を想定した将来性のある事業計画であり、収益化が見込めるか。                                                  | 25 点  |
| イ  | 課題と手法     | 実証で取り組む課題の内容および事業計画における位置づけが明確であり、その解決に有効な手法が提案されているか。                                    | 15 点  |
| ウ  | 県内事業者の参画  | 県内を主たる拠点とする事業者(又は団体)が、「共同事業者」または「協力事業者」として適切な役割で参画しているか。                                  | 20 点  |
| エ  | 実施体制・連携   | 事業者、大学、自治体などの必要な関係者が参加し、それぞれ役割分担が明確で、実行力のある体制になっているか。                                     | 20 点  |
| オ  | 長期計画      | 実装時期から逆算し、当該年度ですべき実証となっているか。実装までの各年度の取組は合理的か。<br>(以下、昨年度採択事業者のみ)<br>昨年度の実証を踏まえた計画となっているか。 | 20 点  |
| 合計 |           |                                                                                           | 100 点 |

#### イ ビジネスモデルの検証に資する事業及び離着陸場設置の準備事業

| 区分 | 項目        | 審査項目                                                      | 配点   |
|----|-----------|-----------------------------------------------------------|------|
| ア  | ビジネス化の可能性 | 本県での導入や市場展開を見据えたビジネスモデルの検証になっているか。また、今後の方向性が具体的に説明されているか。 | 25 点 |

|    |           |                                                                          |       |
|----|-----------|--------------------------------------------------------------------------|-------|
| イ  | 課題と手法     | 実証で取り組む課題の内容および事業計画における位置づけが明確であり、その解決に有効な手法が提案されているか。                   | 15 点  |
| ウ  | 県内事業者の参画  | 県内を主たる拠点とする事業者(又は団体)が、「共同事業者」または「協力事業者」として適切な役割で参画しているか。                 | 20 点  |
| エ  | 実施体制・連携   | 事業者、大学、自治体などの役割分担が明確で、実行力のある体制になっているか。                                   | 20 点  |
| オ  | 実装までのプロセス | 実装時期から逆算し、当該年度ですべき実証となっているか。<br>(以下、昨年度採択事業者のみ)<br>昨年度の実証を踏まえた計画となっているか。 | 20 点  |
| 合計 |           |                                                                          | 100 点 |

(注1) 飛行実証等ビジネス化に資する事業として申請した事業で、審査項目「アの点数が審査会基準で設けた点数(非公開)に満たない場合は、不採択となります。

ただし、申請事業者が希望する場合は、ビジネスモデルの検証に資する事業として審査することが可能です。希望の場合は、申立書(任意書式。記載事項は以下のとおり。)を作成のうえ、他の提出書類とともにご提出ください。

#### 【申立書記載事項】

- ① 審査項目「ア」の点数が審査会基準で設けた点数(非公開)に満たない場合、ビジネスモデルの検証に資する事業での事業実施を希望する旨

※審査会時に提案事業内容のうち、ビジネスモデルの検証に資する事業として実施可能な事業内容も併せて伺いますので、回答をご準備ください。

また、ビジネスモデルの検証に資する事業として採択となった場合には、採択後速やかに事業計画書の差し替えが必要となりますのでご注意ください。

## (2) 審査結果

審査の結果は、令和7年5月下旬(予定)に書面で通知します。個別の審査結果に関するお問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

## (3) 採択事業の公表

採択された補助事業は、企業名、計画名称・概要等を兵庫県ホームページで公表します。

## 8 採択後の手続き

### (1) 補助事業の経費区分の金額の変更又は事業内容の変更

以下に該当する場合は、事前に申請し承認を得る必要があります。

ア 補助事業の経費区分の金額の変更(2割を超えて増減する場合)

イ 事業内容の変更(事業の基本部分に関わらない軽微な変更を除きますが、軽微な変更にあたるか否かは、兵庫県が判断しますので、必ず事前にご相談ください。)

## （２）事業途中での中止や廃止

真にやむを得ない場合以外は認められません。

## （３）状況報告

補助事業の進捗状況についてご報告いただくため、令和 7 年 12 月 15 日（月曜日）までに補助事業遂行状況報告書（別紙 2）を提出していただきます。ただし、補助事業を令和 7 年 11 月 29 日（土曜日）までに完了した場合は提出の必要はありません。

## （４）実績報告

補助事業の実施結果についてご報告いただくため、補助事業の完了した日の翌日から起算して 30 日を経過した日又は令和 8 年 4 月 10 日（金曜日）のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第 8 号及び別紙 3、別紙 4）及び経費支出根拠資料（見積書、請求書、納品書、通帳の写し等）を提出していただきます。

## （５）補助金の経理

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業以外の経理と明確に区分し、補助事業が完了した日の属する兵庫県の会計年度の終了後 10 年間保存してください。

加えて、取得価格又は効用の増加価格が 1 件あたり 50 万円以上の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間の保管が必要です。

## （６）財産の管理及び処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格が 1 件あたり 50 万円以上）を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に承認を得る必要があります。

## （７）経過報告

事業年度終了後 5 年間は、年度毎に補助事業に係る過去一年間の事業状況について報告いただく場合があります。

## （８）結果等のフィードバック

空飛ぶクルマの実現に向けた取組みを加速させるため、補助事業から得たデータや結果等は、営業秘密に該当する事項を除き、大阪府及び兵庫県が実施する会議の場においてフィードバックください。

飛行実証等ビジネス化に資する事業とし採択された場合は、採択後 5 年間は会計年度終了後 15 日以内に、過去 1 年間の構想実現への進捗状況について、「兵庫・関西における空飛ぶクルマを活用した事業計画（別紙 1 の 4）」を用いて報告いただきます。